

資 料	準用河川管理施設等構造技術基準条例(案)を制定することに伴う意見公募について	平成24年7月27日 建設部都市建設課(治水担当)
------------	--	------------------------------

■準用河川管理施設等構造技術基準条例(案)を制定することに至った背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、河川法(昭和39年法律第167号)の一部が改正(H23.5.2公布)され、これまで、同法で全国一律に定められていた「準用河川の構造基準」の取扱いが見直され、同基準などを参酌し、市町村の条例で定めることとなりました。

これに伴い、江別市では、条例制定における対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

■準用河川管理施設等構造技術基準条例(案)の制定することと判断した理由

- (1) 準用河川は、国土交通省大臣が指定し管理する1級河川や都道府県知事が指定し管理する2級河川に該当しない小規模な河川のうち、その公共性や重要性の観点から、市町村長が指定し管理する河川です。

○現在、江別市が指定している準用河川(6河川)

準用河川指定年月日	河川名
昭和56年4月1日	世田豊平川、屯田川、吉井川、元野幌川
昭和57年2月1日	豊幌川
平成元年5月1日	筋違川

- (2) 準用河川は、「河川法」において、2級河川に関する規定を準用するとされているほか、河川管理施設等の構造の基準は、政令(河川管理施設等構造令)で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされているなど、国や都道府県が指定し管理する河川に準じた取扱いが求められています。(法第13条第2項、法第100条)
- (3) 準用河川の公共性や重要性にかんがみ、条例の制定にあたっては、国が定めた構造基準である河川管理施設等構造令の内容を原則として規定します。
- (4) 同構造令で規定されている内容のうち、準用河川では想定されない計画高水流量が500 m³/秒以上の河川に関する規定及び下記の施設等は、規定から除く内容としたいと考えています。

○基準の対象としない施設等

ダム、高規格及び胸壁堤防、堰、水門、揚水機場、排水機場、湖沼、小段、側帯、樹林帯、高潮、波浪規定

■準用河川管理施設等構造技術基準条例(案)の概要

項目	国の基準	市の基準(案)
総則	政令の趣旨、用語の定義	条例の目的、用語の定義
堤防	材質は、盛土により築造を基本、法勾配は50%以下を基本、護岸は堤防の保護を目的に必要なに応じ設置する基準など	国の基準どおり
床止め	護床工や高水敷保護工・護岸により、河川管理施設等の構造に支障を及ぼさない構造とする基準など	国の基準どおり
樋門	樋門構造は鉄筋コンクリート構造等にする基準、ゲート等の構造は必要な水密性を有する構造等にする基準など	国の基準どおり
橋	橋台は流下断面内に設けてはならない基準、橋脚は細長い楕円形にする基準、護岸による堤防の保護基準など	国の基準どおり
伏せ越し	伏せ越しは河川管理施設等の構造に支障を及ぼさない構造とする基準、深さの構造等基準など	国の基準どおり

■施行期日

平成25年4月1日(予定)

■参考資料

- 河川法 抜粋
- 河川管理施設等構造令